省　令

○財務省令第十二号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第3号様式の表記載上の注意8中「又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）」を「、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第27項に規定する企業結合をいう。以下この様式において同じ。）に係る暫定的な会計処理の確定」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別表第二第1号様式の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

別表第二第2号様式（1）の表中

少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失）
少数株主利益 （又は少数株主損失）
当期純利益 （又は当期純損失）

を

当期純利益 （又は当期純損失）
非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失）
親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）

に改め、同表記載上の注意1中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額（」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額（」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改める。

別表第二第2号様式（2）の表中

少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失）

を

当期純利益 （又は当期純損失）

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意5中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別表第二第2号様式（3）の表中

少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失）
少数株主利益 （又は少数株主損失）
当期純利益 （又は当期純損失）
少数株主利益 （又は少数株主損失）
少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失）

を

当期純利益 （又は当期純損失）
親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）
非支配株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）

に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意1中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「1株当たり当期純利益金額」を「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額」に改め、同記載上の注意8中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別表第二第3号様式の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改め、同表記載上の注意7中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別表第二第4号様式表中

少数株主への配当金の支払額	

を

非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省令第十三号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　財務大臣　麻生　太郎